

## 別紙1

## 会 議 記 録 (1)

会議名称	北本市下水道事業審議会（第3回）
開会及び閉会日時	令和元年12月24日（火） 午後2時から午後3時15分
開催場所	北本市役所 会議室3-E
議長氏名	秋葉清
出席委員（者）氏名	秋葉清、天沼一男、尾崎憲一、加藤陽一、佐藤道子、多田邦彦、中村洋子、毛呂一夫
欠席委員（者）氏名	小川政美
説明者の職氏名	嵐下水道課長、坂田下水道課業務担当主幹
事務局職員職氏名	大島都市整備部長、嵐下水道課長、坂田下水道課業務担当主幹、利根川下水道課主任、横塚下水道課主任
会議次第	<p>○北本市下水道事業審議会（第3回）</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会長挨拶</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 下水道使用料の改定案について</p> <p>4 連絡事項</p> <p>5 閉 会</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・（資料1）下水道使用料の改定案について</li> </ul>

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
課長	○北本市下水道事業審議会（第3回） 1 開会 (省略)
会長	2 会長挨拶 (省略) (審議会規則第5条により会長が議長となる。)
事務局	【会議の公開について説明】
会長	説明のありました会議の公開についてはいかがでしょうか。
各委員	異議なし。
会長	異議がないようですので公開することとします。なお、本日は9名の委員のうち、8名の委員が出席していますので、審議会規則第5条第2項に照らして、会議が成立していることを御報告します。傍聴人はいますか。
事務局	傍聴人はいません。
会長	3 議 題 (1) 下水道使用料の改定案について 議題の下水道使用料の改定案について、資料の説明と審議を2回に分けて進めたいと思います。まず1回目の内容は、資料1の目次1から3の項目です。これは前回審議会の議論を踏まえ、下水道使用料改定の方針を修正したものです。次に、2回目の内容は、目次3で修正した方針を受けて作成した目次4の下水道使用料の改定案です。それでは、事務局から目次の1から3の説明をお願いします。
事務局	【資料1の目次1から3の項目について説明】 (省略)

会 議 記 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	皆さんから意見ありますか。
中村副会長	資料の12頁について、他市の回収率が掲載されていますが、北本市の特徴はどのようなものなのかをもう少し説明してもらえますか。例えば、近隣の鴻巣市は79.5%という回収率の状況となっています。北本市はどのような状況でこの回収率となっているのですか。
事務局	12頁の下段に掲載の表は、公営企業会計方式を適用している埼玉県内の自治体の比較となっています。北本市が所属する荒川左岸北部流域地区では、鴻巣市と北本市が公営企業会計方式で会計処理をしております。今年から桶川市、熊谷市、行田市も公営企業会計となりましたので、来年には決算が出まして、流域管内についての比較ができると考えております。表を見ますと、公営企業会計方式を適用している自治体は県南地区が多くなっております。また、公営企業会計へ移行の時期は、北本市と同時期または少し早めの時期にしている状況です。そのような中で、北本市の回収率は平成29年度の実績で79.5%となっています。8割弱ですが、本来は回収率100%が企業会計での独立採算の原則になってきます。表を比較しますと、半分程度の自治体が回収率100%を上回っている状況にあります。回収率の高い市では167.4%という状況もあります。北本市といたしましては、独立採算ということで、一般会計に頼らない経営を目指していかなければならないと考えております。公営企業会計となり、経営の状況も分かってきましたので、県南地区と同じ状況というのは難しいと考えますが、回収率100%を達成できるようにしたいと考えております。また、本庄市につきましては、今年の10月に使用料改定をしております。この表での回収率は121.1%ですが、更に上昇が

会 議 記 録 (4)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
佐藤委員	<p>見込まれます。北本市でも回収率を上げ、経営を安定させたいと考えております。</p> <p>14頁の不明水対策についてお聞きします。私の住む近くの地域では、最近の台風で雨が一時期に多く降り、雨水が20センチ程度上がってきて道路に溜まり玄関から出られないということがありました。最近は、昔に比べて雨がとても降るので、下水道の料金にかかる不明水処理の費用も上がってきているのかなと思うのですがいかがですか。また、下水道と不明水の比率はどれくらいですか。不明水の削減の努力やこれからの方向性というのが具体的にあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>3頁の図の2を御覧下さい。昨年の降水量は少なかったのですが、今年には大きな台風が3つあり、降水量は増えてきていると思います。北本市では雨水と汚水を分けて処理をしておりますが、古い規格のマンホール蓋ですと穴が開いていてそこから雨水が流入することがあります。また、家庭の雨どいが手違いで汚水につながっていた場合、不明水となることが考えられます。対策といたしましては、古いタイプの蓋の交換を考えております。また、雨どいの排水については新規接続の際に排水設備の検査を実施しております。そこで雨水と汚水を分けて流すように指導しています。そのような積み重ねの中で、汚水管に流入してくる雨水の削減をしていきたいと考えております。</p>
毛呂委員	<p>同じく14頁の不明水対策についてです。不明水処理費の削減に努力しつつ、原価のうち使用料対象経費を下水道使用料で賄い、他会計補助金の繰り入れを削減することを目標にと書いてありますが、下の表でみると令和14年度には他会計補助金繰入なしとなっています。7頁に維持管理費の合計が2億4,123万円とあり、使用料対象経費</p>

会 議 記 録 (5)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>分が2億3,029万円、一般会計負担金分が1,093万円とあります。これが他会計からの補助金だと思いますが、維持管理費の2億4,123万に対して4.5%です。11頁では財源が8億7,090万とあって、そのうち平成30年度の他会計補助金等が4億754万円で46.80%となっていて、目標年度が1億6,838万円で19.33%となっています。この数字についてと目標年度には他会計補助金繰入なしとなっているのでそのことを教えて欲しいです。</p> <p>11頁財源の部分での記載ですが、平成30年度に赤字で書かれている他会計補助金については、目標年度までになくしたいということです。詳しくは8頁に財源の内訳が書かれているのですが、ここに記載されている他会計補助金について目標年度までに削減していきたいということです。一般会計負担金については、一般会計で必ず賄うものなので、それは残ります。</p>
毛呂委員	<p>他会計補助金は、1億9,851万円ということですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
毛呂委員	<p>11頁では、他会計補助金等が4億754万円ですが、これを1億6,838万円にしたいということですか。</p>
事務局	<p>そうです。ただし、4億754万については、他会計負担金や長期前受金戻入も含んでおります。他会計補助金をなくして、1億6,838万円にもっていききたいということです。</p>
毛呂委員	<p>14頁の他会計補助金繰入なしという部分はどうなのでしょう。</p>
事務局	<p>他会計補助金をなくすということです。一般会計負担金は残ります。</p>
毛呂委員	<p>1億6,838万円というのは、市の一般会計から下水道事業に対する補助が入っていると考えてよいのでしょうか。</p>

会 議 記 録 (6)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	そうです。市の一般会計からの繰り入れが入っております。
毛呂委員	不明水の対策もやりながら、他会計補助金をなくしていくということですね。
事務局	そうです。
会長	他に意見ありますか。
尾崎委員	汚水処理単価について、ずっと今の単価が続くということなのでしょう。汚水処理費をもっと安くしてもらおうということではできないのでしょうか。
事務局	汚水処理単価につきましては、県の施設で最終処理されるため荒川左岸北部流域地区での話になります。汚水処理単価は、県の基準に基づいて決められているものです。基準は5年に1度見直しをされており、県議会で決められる案件になります。
多田委員	汚水処理単価は、県議会において審議し決定される金額です。県におきましても、コスト縮減、新技術の導入等をしながら維持管理費の削減への努力をしております。
事務局	単価自体も、5年前よりは低い金額となっております。
天沼委員	不明水の内訳として、計画地下水量と計画地下水量以外の水量というのがありますが、計画地下水量以外の地下水量については、一般会計で賄うということでした。計画地下水量の見込みは10～20%ということになっていますが、他市に比べてどうなのでしょう。10%と20%の市では料金体系も違ってくるのかと思いますが、いかがですか。
事務局	10～20%と書いてありますが、下水道事業計画を立てる際に計画汚水量というものを算定します。地域によって地下水の水位や土の種

会 議 記 録 (7)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
会長	<p>類の影響を受けますが、北本市については15%で設定しています。</p> <p>次に事務局から目次4の説明をお願いします。</p> <p>【資料1の目次4の項目について説明】</p> <p>(省略)</p>
会長	<p>質問や意見がありますか。</p>
尾崎委員	<p>ケース1は、考えられないかなと思います。8㎡までを使用する人には、単身の人が多いと考えられ、基本使用料が600円から900円に変わるの厳しいと感じます。今年の10月から消費税が10%に上がっています。大口の事業者についても、景気も低迷しているので消費税が上がったところに、下水道も値上げとなると納得が得られないのではないかと考えます。私としましては、ケース3の基本使用料と従量使用料を変更するものが良いと考えます。基本使用料の部分については、600円から700円への変更になります。鴻巣市でも基本使用料は720円なので、この程度が良いのかなと思います。上げても1割程度が良いと思います。</p>
会長	<p>先日、商工会の会長とお会いする機会がありました。消費税への対応ができあがっていないような状況だということでした。ここでまた下水道の使用料の改定というと商工会や企業も大変なのかなと思いました。では、ケース3で検討するというところでよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>議題を終了し、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>4 連絡事項</p> <p>次回審議会について、令和2年1月28日(火)午後2時からを予定しております。</p>

会 議 記 録 (8)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
中村副会長	5 閉会
	皆さん、お疲れ様でした。今後も慎重な審議をよろしくお願いま
	す。
<p>議事のでん末・概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。          令和2年 / 月17日          会長 秋葉 清</p>	